茨城県養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和５年１１月２７日（月）
（持ち回り）

会 議 内 容

１　茨城県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

２　国の対応

３　国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

４　鳥取県の対応（家きん）

５　野鳥サーベイランス

６　鳥取県の対応（愛玩鳥等）

７　県民への情報提供等

茨城県養鶏場での発生概要（国内2例目）

１　農場の概要

農場所在地：茨城県笠間市
飼養状況　：採卵鶏約7．２万羽

２　経緯

・令和5年11月26日(日）午前11時頃に農場から県北家畜保健衛生所に高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められるとの連絡
・家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行い、簡易検査で13羽中11羽陽性。
・11月27日（月）の朝、県北家畜保健衛生所のPCR検査で高病原性鳥インフルエンザを確認

３　茨城県の対応

・11月27日（月）午前9時から、殺処分等の防疫作業に着手
・移動制限区域の設定（半径3km以内、6農場約64万羽）
・搬出制限区域の設定（半径3～10km、16農場約63万羽）
・消毒ポイント5か所設置

国の対応

1. 11月27日に持ち回りで「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
2. 茨城県副知事との面会等により緊密な連携を図る
3. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
4. 茨城県の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
5. 「疫学調査チーム」を派遣し、調査を実施
6. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
7. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況(11月24日現在)
１道５県　25事例

令和5年11月27日現在

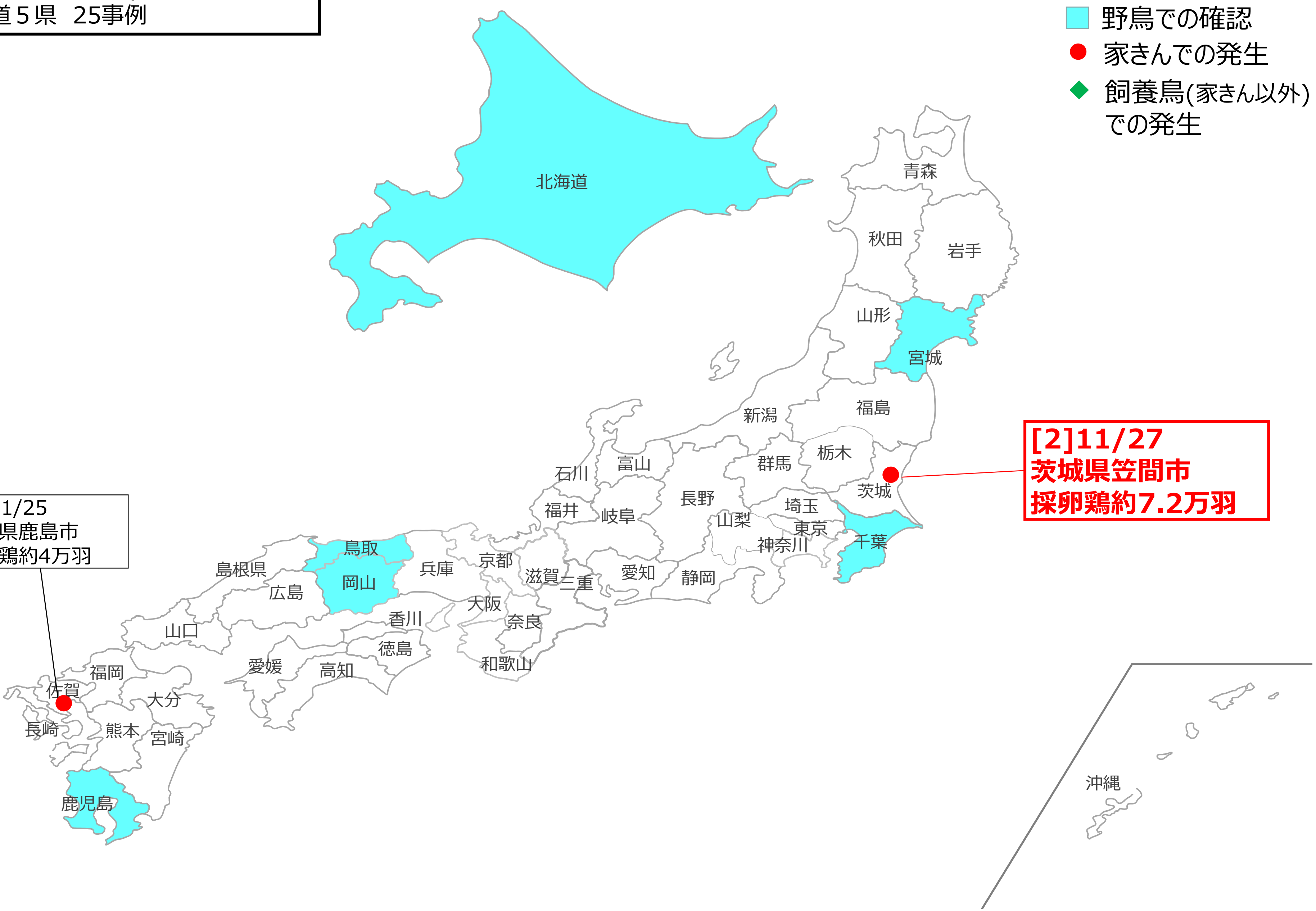

鳥取県の対応（家きん）

１　11月27日に県内全78農場に対し、注意喚起

２　茨城県の発生農場と県内農場は鶏や作業者の行き来などの疫学関連なし

３　全農場に発生防止対策を取りまとめたチラシを配布して、発生予防について再度周知徹底。シーズン中は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し家畜保健衛生所が巡回確認。

４　農場に消石灰約1，600袋を配布し消毒を徹底。

５　野鳥飛来対策として、鶏舎に近接（300m以内）するため池の管理者に水抜き等の協力を依頼し、6か所で対応済。そのほか、水辺に近い農場について野鳥侵入防止対策を重点指導。

野鳥サーベイランス

11/21の県内での野鳥からの発生を受け、

〇環境省が、採取地点の周辺10kmを<u>野鳥監視重点区域</u>に指定（12/7まで）

⇒11/21から区域内（22カ所）を毎日監視

〇野鳥サーベイランスを強化中

⇒重点区域外（48カ所）を週3回監視

糞便等調査の調査地点に2カ所追加

（野鳥の飛来数が多く養鶏場に近い地点）

【野鳥サーベイランス】

1　野鳥監視

・渡り鳥が集まる河川、湖沼等70カ所において、飛来が多いカモ類を中心に種類・個体数を確認し、死亡等の異常の有無を監視

2　糞便・環境水調査

・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、湖沼等で野鳥の糞便・環境水を調査

		強化中	
野鳥監視	70カ所 週2回	⇒	70カ所 <u>毎日</u>（<u>重点区域内</u>） <u>週3回</u>（<u>重点区域外</u>）
糞便等調査	隔週	⇒	毎週
	4カ所	⇒	<u>6カ所</u>
	日光地区、湖山池 米子水鳥公園 東郷池	⇒	日光地区、湖山池 米子水鳥公園 東郷池 <u>天神川、佐陀川</u>

鳥取県の対応(愛玩鳥等)

１ 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○11/21に市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

＜注意喚起事項＞

・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)

・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。

・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

２ 愛玩鳥の販売者や学校・公園等への注意喚起

○１１／２１に動物取扱業者や学校関係者等へ、保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供

鳥取県
Tottori Prefecture Web Site

お問い合わせ　使い方　サイトマップ　RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

お気に入りページ

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていま

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていま
が、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

  ※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- 家きんの情報はこちら
- 野鳥の情報はこちら
- 愛玩鳥の情報はこちら

りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

濃密な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）

漂着したアザラシ等を発見した場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所　維持管理課
電話：0857-20-3604、3605　ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所　県土整備局　維持管理課
電話：0858-23-3216、3217　ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所　米子県土整備局　維持管理課
電話：0859-31-9711、9712　ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。

対応窓口 （24時間対応しています。）

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857－26－7979	（夜間休日　0857－26－7111）
くらしの安心推進課（愛玩鳥）	0857－26－7877	（　〃　）
中部総合事務所環境建築局	0858－23－3149	（夜間休日　0858－22－8141）
西部総合事務所環境建築局	0859－31－9628	（夜間休日　0859－34－6211）

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857－53－2240	（夜間休日は転送）
倉吉家畜保健衛生所	0858－26－3341	（　〃　）
西部家畜保健衛生所	0859－62－0140	（　〃　）

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所　生活安全課	0857－30－8552	（夜間休日　0857－22－8111）
中部総合事務所倉吉保健所	0858－23－3117	（夜間休日は転送）
西部総合事務所米子保健所	0859－31－9321	（夜間休日　0859－34－6211）

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所　保健医療課	0857－30－8532	（ガイダンス等により24時間対応可）
中部総合事務所倉吉保健所	0858－23－3145	（　〃　）
西部総合事務所米子保健所	0859－31－9317	（　〃　）

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857－26－8100

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。